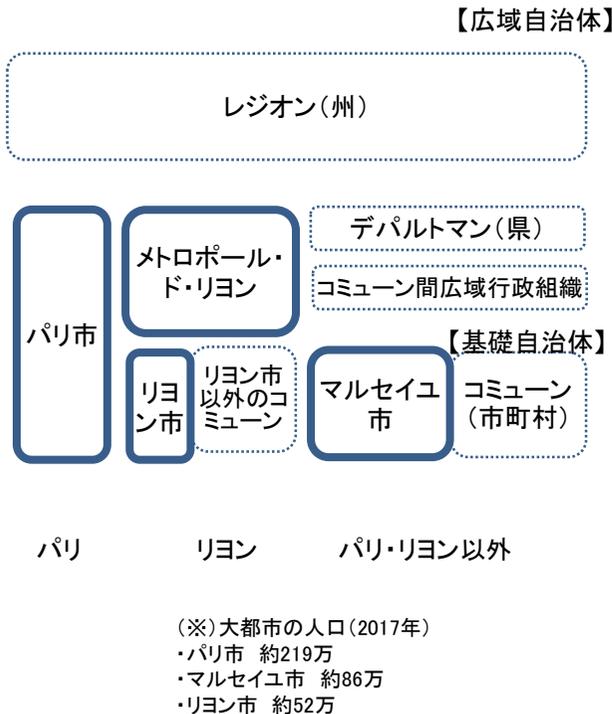


諸外国の大都市制度について (②フランス)



パリ市	(位置付け)パリ市の地位と大都市整備に関する2017年2月28日法律第2017-257号により、コミューンと県の権限を有する単一の特別な法的地位を有する自治体。区(行政区)を持つ。 (組織)パリ議会、パリ市長(首長かつ国の機関)(議会で互選) (区:非自治体)17区(2020年にそれまでの20の区のうち中心部の1区から4区までが統合されて連合区「パリ中央」となった)を置き、区議会、区長(区の代表かつ国の機関)(区議会で互選)が置かれている。 (事務)県及びコミューンの事務(ただし、一般コミューンでは首長が行う行政警察・司法警察は、パリ市長の権限とされるものを除いて国任命のパリ警視總監の事務)
メトロポール・ド・リオン	(位置付け)地方行政の現代化とメトロポールの確立に関する2014年1月27日法律第2014-58号により創設された自治体。コミューン間広域行政組織と県の権限を有する。 (組織)メトロポール議会、首長(議会で互選) (事務)県及びコミューン間広域行政組織の事務(社会扶助給付、一般廃棄物収集等)
マルセイユ市 リオン市	(位置付け)パリ・マルセイユ・リオンに関する特別法(1982年)により、区(行政区)を持つコミューンとされている。 (区:非自治体)マルセイユ市に16区、リオン市に9区を置き、マルセイユ市では2区ずつまとめて8連合区に区議会と区長、リオン市では各区に区議会と区長が置かれている。 (事務)コミューンの事務
	一般制度の概要
レジオン(州)	(組織)州議会、首長(州議会議長かつ執行機関)(議会で互選) (事務)高校、水資源計画、州経済計画、州地域整備計画、州交通計画、地方自然公園、州公共交通、運河・河川港、職業訓練等
デパルトマン(県)	(組織)県議会、首長(県議会議長かつ執行機関)(議会で互選) (事務)中学校、県道、国道維持管理、公共交通、漁港、社会扶助給付、保健、福祉サービス、中央貸出図書館等
コミューン間広域行政組織	独自の税源を有する広域行政組織。法的には自治体ではない。 (組織)議会、議長(議会議長かつ執行機関)(議会で互選) (事務)法律に規定する義務的事務(都市計画、上下水道等)及び選択的事務(住宅、環境保護、道路等)
コミューン(市町村)	(組織)コミューン議会、首長(メール)(コミューン議会議長、執行機関かつ国の機関)(議会で互選) (事務)小学校、幼稚園、コミューン道、都市交通、社会住宅、都市計画、上下水道、電気・ガス、一般廃棄物収集、市場、社会福祉事業、墓地等(コミューン間広域行政組織が実施するものを除く) (さらに、首長は、国の機関として戸籍、選挙管理、司法警察等を行う)

※州及び県には、国の機関として地方長官が置かれている。

(参考文献:植村哲他「グラン・パリの展開—フランスの首都圏の変遷と挑戦」(「地方自治」第858~866号)、自治体国際化協会(2017)「フランスの地方自治」)

諸外国の大都市制度について (②フランス (パリの例))

	従来の制度	グランパリ法 (2010年6月)	地方行政の現代化とメロポールの確立に関する2014年1月27日法律第2014-58号(通称MAPTAM法) 共和国の新たな地方行政制度に関する2015年8月7日法律(通称NOTRe法)
大都市圏 全体	—	グランパリ ・自治体ではなく大都市圏プロジェクト ・パリ市及び周辺3県は存続 ・プロジェクト分野:地域開発(州地方長官と関係コミューン等間の協定)、交通整備(グラン・パリ公社による都市高速鉄道網整備)、科学技術先端地域の集約 ・なお、2009年9月から国任命のパリ警視総監がグランパリ区域に管轄を拡大	メロポール・デュ・グラン・パリ ・特別な法的地位を有するコミューン間広域行政組織 ・パリ市、周辺3県の全コミューン及びそれらに隣接する6コミューン(同県に含まれない)で構成(面積814km ² 、総人口約720万人) ・組織:メロポール議会、議長(メロポール議会議長かつ執行機関)(議会で互選) ・事務:地域開発、住宅政策、経済振興、環境対策等 テリトワール ・独自の税源を持たない組合格型コミューン間広域行政組織 ・メロポール・デュ・グラン・パリを構成するパリ市以外の全てのコミューンを地理的に11のテリトワールに区分 ・組織:地域議会、議長(議会議長かつ執行機関)(議会で互選) ・事務:文化教育施設管理、上下水道、廃棄物処理等
広域・基礎 自治体	パリ市 (Ville de Paris)(県・コミューンの機能を併有)(105km ² 、218万人(2006年)) ・パリ議会(定数163)、市議会議長(市長) 警察は一般コミューンと異なり、国任命のパリ警視総監が所管 ・県事務(中学校、県道、国道維持管理、公共交通、通学バス、漁港、社会扶助給付、保健、福祉サービス等)及びコミューン事務(小学校、幼稚園、コミューン道、都市交通、社会住宅、都市計画、上下水道、電気・ガス、一般廃棄物収集等)を実施	パリ市は存続	パリ市 (Ville de Paris)(コミューンと県の権限を有する単一の特別な法的地位を有する自治体)(105km ² 、219万人(2017年)) ・パリ議会(定数163)、市議会議長(市長) 警察は、一般コミューンでは首長が行う行政警察・司法警察は、パリ市長の権限とされるものを除いて国任命のパリ警視総監が所管 ・県及びコミューンの事務(中学校、県道、国道維持管理、公共交通、通学バス、漁港、社会扶助給付、保健、福祉サービス、小学校、幼稚園、コミューン道、都市交通、社会住宅、都市計画、上下水道、電気・ガス、一般廃棄物収集等)を実施
区	区 (Arrondissement)(20区)(1~9km ² 、1.8~24万人)(非自治体) ・区議会議員(名簿上位者の原則3分の1は市議会議員兼務、定数計354)、区長(市・区議員兼務者から互選) ・託児所、児童公園などの施設の設置、区に関する事項についての市への意見表明、運営等(さらに区長は国の機関として、戸籍、選挙管理等を担当)。	パリ市内は同左	区 (Arrondissement)(17区)(2~9km ² 222、3.7~23万人)(非自治体) ・区議会議員(名簿上位者の原則3分の1は市議会議員兼務、定数計340)、区長(区議会において互選) ・託児所、小規模公園などの施設の設置、区に関する事項についての市への意見表明、運営等(さらに区長は国の機関として、戸籍、選挙管理等を担当)。